

総行経第43号
令和2年10月1日

各都道府県知事
各都道府県議会議長
各指定都市市長
各指定都市議会議長

殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の
総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令の公布について（通知）

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「高確則」という。）が改正されたことに伴い、このたび、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令が公布され、本日から施行されます。

貴職におかれては、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 地方独立行政法人法別表第14号の総務省令で定める事務の追加

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の改正

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第21条第5号に定める申請等関係事務のうち、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務に、

（1）高確則第66条の2第2項に規定する申請の受付及び当該申請に係る同項に

規定する限度額適用認定証の引渡し

- (2) 高確則第 66 条の 2 第 3 項の規定による限度額適用認定証の返還の受付
- (3) 高確則第 66 条の 2 第 6 項において準用する高確則第 19 条第 1 項の規定による限度額適用認定証の再交付の申請書の提出の受付
- (4) 高確則第 66 条の 2 第 6 項において準用する高確則第 19 条第 3 項の規定による限度額適用認定証の返還の受付
- (5) 高確則第 66 条の 2 第 6 項において準用する高確則第 20 条第 3 項の規定による限度額適用認定証の提出の受付及び高確則第 66 条の 2 第 6 項において準用する高確則第 20 条第 1 項の規定による検認又は更新を受けた限度額適用認定証の引渡し

が追加されたこと。

第 2 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日から施行されること。